明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二四七）　二

〔告　示〕

○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁八）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（法務二〇九）　五

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一四〇〇～一四〇九）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇二七～一〇三二）　五

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇三三）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二〇三）　七

○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局六八）　八

○道路に関する件（九州地方整備局八三、八四）　八

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　復興庁　九

〔資　料〕

令和六年五月中国際収支状況（速報）及び令和六年一～三月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九

〔公　告〕

官庁

有権者申出方、登録クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録の取消し、建設業の許可の取消処分の取消し、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（こども家庭庁）

1　東京都文京区及び豊中市を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。